

○更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例

平成28年12月16日条例第28号

改正

平成29年12月11日条例第17号

令和元年12月12日条例第15号

令和3年9月10日条例第23号

令和4年12月12日条例第37号

令和5年3月17日条例第7号

更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、更別村地域創造複合施設（以下「複合施設」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 この複合施設は、人材育成、起業促進及び移住定住促進並びに市街地の活性化及び産業の振興による創造性豊かな地域づくりに資することを目的として設置する。

(名称及び位置)

第3条 複合施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
更別村地域創造複合施設	更別村字更別南1線93番地

(施設の構成)

第4条 複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 地域創造センター
- (2) 地域創造センター別棟
- (3) 地域交流センター
- (4) 情報発信館
- (5) 未来型物産館
- (6) 職業体験館
- (7) 環境型産業館

(業務)

第5条 複合施設は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 人材育成に関する業務
- (2) 起業促進に関する業務
- (3) 移住定住促進に関する業務
- (4) 市街地の活性化に関する業務
- (5) 産業の振興に関する業務
- (6) その他第2条に定める目的を達成するために必要な業務

(開館時間及び休館日)

第6条 複合施設の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(使用の許可及び行為の制限)

第7条 複合施設を使用しようとするときは、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。

2 村長は、次の各号に掲げる行為が公衆の利用に支障を及ぼさないと認めるときに限り、許可を与えることができる。この場合、管理上必要な範囲で条件を付することができる。

- (1) 商業その他これに類する行為をすること
- (2) 興行を行うこと
- (3) 協議会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うこと
- (4) その他前各号に準ずる行為をすること

(使用の不許可)

第8条 村長は、公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがあるとき、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に利益となると認められるときは、使用を許可しないものとする。

(使用の制限)

第9条 村長は、施設の破損その他の理由により、その使用が危険であると認められるときは、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の危険を防止するため区域を定めて使用を禁止し、又は制限することができる。

(使用許可の取消し等)

第10条 村長は、第7条第1項の使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるとき、又は管理上支障があると認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは許可の内容を変更し、又は使用を停止させることができる。

- (1) この条例、又はこの条例に基づく規則に違反したとき
- (2) 第7条第2項の規定による許可の条件に違反したとき

(3) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき

(4) 公益上やむを得ない事由が発生したとき

2 村は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。

(使用料)

第11条 使用者は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、村長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 村長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、村長が特別な理由があると認めるときは、その全部、又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡、転貸の禁止)

第12条 使用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者による管理)

第13条 村長は、複合施設の管理について必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができるものとする。

2 前項の規定により複合施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条から第11条までの規定中「村長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により複合施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第5条に掲げる業務

(2) 複合施設の施設等の維持及び修繕に関する業務

(3) 複合施設の利用の許可に関する業務

(4) 複合施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が複合施設の管理上必要と認める業務

(利用料金)

第15条 第11条第1項の規定にかかわらず、第13条第1項の規定により複合施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者は、指定管理者に複合施設の利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において指定管理者が、あらかじめ村長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときについても同様とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、この条例並びにこれに基づく規則に従い、複合施設の管理を行わなければならない。

(原状回復義務)

第17条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第19号）第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった複合施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、村長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第18条 故意又は過失により、複合施設若しくは物品等を破損若しくは滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、村長が特別な事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(個人情報の保護)

第19条 指定管理者は、複合施設の管理に当たって保有する個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。次項において同じ。）の取扱いについては、同法第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施するものとする。

2 複合施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第15号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（令和3年規則第27号で令和3年11月25日から施行）

附 則（令和4年12月12日条例第37号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日条例第7号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第9条 この条例の施行の際現に更別村地域創造複合施設の管理の業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該業務に従事していた者に係る前条の規定による改正前の更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例第19条第2項の規定による義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

別表（第11条第1項関係）

1 地域創造センター

区分	単位	使用料（円）	
		夏	冬
ホール	1 時間	510	620
シェアオフィス（1ブース）		200	240
サテライトオフィス1	1 月	79,100	95,000
サテライトオフィス2	1 月	79,100	95,000
サテライトオフィス3	1 月	79,100	95,000

2 地域創造センター別棟

区分	単位	使用料（円）	
		夏	冬
サテライトオフィス	1 月	79,100	95,000

3 地域交流センター

区分	単位	使用料（円）
宿泊室	1泊1名	8,000

4 情報発信館

区分	単位	使用料（円）	
		夏	冬
マルチスペース	1時間	200	240

5 職業体験館

区分	単位	使用料（円）	
		夏	冬
チャレンジショップ	1月	79,100	95,000

（１） 夏冬の期間区分は、次のとおりとする。

夏 ５月から10月まで

冬 11月から４月まで

（２） 使用料の額は、１時間当たりの使用料に使用時間数を乗じて得た額とする。

（３） 前号の使用時間が１時間を超え１時間未満の端数がある場合は、30分未満の端数を切り捨て、30分以上の端数は切り上げた使用時間とする。

（４） 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。

（５） 営利を目的として使用する場合は、前号の使用料の３倍の額を徴収することができる。

（６） 宿泊室の使用料には、食事料を含まないものとする。